各指定居宅サービス事業所管理者 各指定介護予防サービス事業所管理者 各指定介護老人福祉施設管理者 各介護老人保健施設管理者 各指定介護療養型医療施設管理者 各養護老人ホーム施設長 各軽費老人ホーム施設長 各有料老人ホーム管理者 各サービス付き高齢者向け住宅代表者

〉様

和歌山県福祉保健部介護サービス指導室長(公印省略)

インフルエンザの予防及び感染拡大の防止等の適切な対応について

標記については、「社会福祉施設等におけるインフルエンザ及びノロウイルス対策の徹底について」 (平成31年1月18日付け通知)により依頼していますが、全国的に高齢者施設におけるインフルエンザ集団感染が相次いで報告されており、県内においても報告されているところです。

つきましては、下記のことに留意の上、インフルエンザの予防及び感染拡大の防止等について適切な 対応の徹底をお願いします。

記

- 1. 「高齢者介護施設における感染症対策マニュアル」の活用について 厚生労働省から別添(裏面)のとおり通知がありましたので、同マニュアルを活用の上、インフル エンザ対策の徹底をお願います。(同マニュアルはきのくに介護deネットにも掲載しています。)
- 2. 発生予防対策及びまん延防止対策の徹底について

対策例を記載しますので、対応の参考としてください。なお、対策に当たっては、配置医、嘱託医、協力医療機関と連携するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求めて下さい。

- ・発生予防対策・・・・十分な休養、バランスの良い食事・栄養摂取、マスク・手洗い・消毒の徹底、 流行前のワクチン接種
- ・まん延防止対策・・・医師の診察、まん延防止対策(ベッドコントロール、予防投薬、面会禁止、ショート・デイ受入中止、入所者・職員の階をまたいだ移動制限、換気、検温回数の増)、施設内感染症対策委員会の開催・研修
- 3. 集団発生時の報告について

「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日付け厚生労働省通知)に基づき、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じてください。

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内 に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以 上発生した場合
- ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に 施設長が報告を必要と認めた場合

和歌山県介護サービス指導室 TEL 073-441-2527 都道府県

各 指定都市 介護保険担当課(室) 御中 中 核 市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

高 齢 者 支 援 課 振 興 課 老 人 保 健 課

「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」等の再周知について

日頃より、介護保険行政の推進にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

社会福祉施設入所者等のインフルエンザに関する対策については、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成 30 年 11 月 27 日付け厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)(別添1)を発出し、インフルエンザの予防に向けた普及啓発活動や施設内感染防止対策等の推進を求めたところです。

また、介護保険施設等における感染症、食中毒の予防やまん延の防止及び発生時の対応については、平成25年3月にとりまとめた「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(別添2)を参考に取り組んでいただいています。

今冬、高齢者施設におけるインフルエンザ集団感染が相次いで報告されていることから、管内市 区町村及び介護保険施設等に対して本マニュアルの活用を再周知していただくとともに、本マニュ アルに従って、インフルエンザの予防及び感染拡大の防止等の適切な対応について御指導いただき ますよう、お願い申し上げます。

【高齢者介護施設における感染対策マニュアル掲載場所】

http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/

- (別添1)「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成30年 11月27日付け厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護 局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- (別添2)「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(平成25年3月)